

生徒手帳

令和7年度版



新潟県立枋尾高等学校

目 次

校歌	3
校訓	5
教育目標	5
1 学校沿革	6
2 学 則	9
3 教育課程	17
4 生徒心得	19
5 防火防災の心得	26
6 図書館利用の手引き	27
7 学校管理下の災害共済給付について	28
8 生 徒 会	29

校 歌

相馬御風 作詞

- 1 朝日に匂ふひんがしの
大空高くそびえたつ
守門の雄姿仰ぐ時
われらが意気ぞ天を衝く
- 2 水清らなる刈谷田の
流れに胸のちり洗ひ
夕べ静かに思ふ時
われらが道ぞ明らけき
- 3 ここに育ちし偉大なる
義勇の権化謙信が
覇業の跡をかへり見て
誰かはえりを正さざる
- 4 修むる業のむきむきに
めざすは同じ世の福利
いざ諸共にたゆみなく
学びいそしみ励まなむ
- 5 秋葉の山のみやしろの
みまへにいざや諸共に
手を取り固く誓ひつつ
正しき道を進まなむ

校 歌

明るく力強く ♩ = 108

相馬 御風 作詞
小出 浩平 作曲



あ さ ひ に に お う ひ ん が し の お



お ぞ ら た ー か く そ ー び え た つ す も



ん の ゆ ー う し あ お ぐ と き わ



れ ら が い ー き そ て ん ー を つ く

校 訓

1. 本校生徒は常に心身を鍛錬し質朴剛健しつぽくごうけんたるべし
2. 本校生徒は常に智徳を研磨し礼儀親和れいぎしんわを重んずべし
3. 本校生徒は常に実践躬行じっせんきゆうこうを旨とし堅忍持久けんにんじきゅうに努むべし

(明治 41 年 7 月制定)

教育目標

- 1 自己を正しくみつめ，たくましく社会に生きる力を養う。
- 2 教養を深め,豊かな情操を養い，創造的な個性を育てる。
- 3 自他敬愛の精神に立ち，すぐれた社会性を身につける。

1 学 校 沿 革

明治 40 年	6 月	14 日	設立認可,古志郡立栃尾実業補習学校
明治 41 年	4 月	20 日	開校, 栃尾町染織講習所に仮校舎をおく 農業科・商業及び染織科 3 年制 (定員 120 名)
明治 41 年	7 月	7 日	乙種実業学校に組織変更
大正 3 年	3 月	31 日	染織科を廃止し, 商業科を仮設
大正 7 年	11 月	3 日	創立 10 周年記念式典挙行
大正 11 年	4 月	1 日	県移管,県立栃尾農商学校と改称
昭和 3 年	4 月	1 日	県立栃尾実業学校と改称 農業科, 商業科のほかに染織科をおく
昭和 4 年	6 月	17 日	染織実習工場落成
昭和 4 年	10 月	22 日	校歌制定, 創立 20 周年記念式典挙行
昭和 13 年	11 月	20 日	創立 30 周年記念式典挙行
昭和 18 年	3 月	19 日	甲種実業学校 4 年制に昇格
昭和 19 年	4 月	1 日	戦時非常措置により, 農学校に転換
昭和 21 年	4 月	1 日	農学校 5 年制とする
昭和 22 年	4 月	1 日	新制中学校併設
昭和 23 年	4 月	1 日	学制改革 県立栃尾実業高等学校と改称 普通科, 農業科をおく 町立栃尾高等女学校を合併 (男女共学)
昭和 24 年	3 月	31 日	併設中学校廃止
昭和 24 年	4 月	1 日	県立栃尾高等学校と改称 別科 (女子, 1 年) 上北谷分校をおく
昭和 25 年	3 月	31 日	別科廃止
昭和 25 年	4 月	1 日	被服科を設置, 農業科の募集停止
昭和 26 年	3 月	19 日	定時制第 1 回卒業式挙行
昭和 27 年	3 月	31 日	農業科廃止 (普通科に農業選択をおく)
昭和 27 年	4 月	1 日	普通科 2, 被服科 1 学級募集となる
昭和 30 年	4 月	1 日	商業科設置 普通 1, 商業 1, 被服 1 学級募集となる

昭和 32 年	9 月	15 日	西谷分校校舎竣工（131 坪）
昭和 33 年	4 月	1 日	東谷分校（昼）をおく
昭和 34 年	1 月	12 日	上塩谷分校校舎竣工（155 坪）
昭和 34 年	4 月	1 日	商業科 1 学級増加
昭和 34 年	11 月	5 日	創立 50 周年記念式典挙行（創立 52 年目）
昭和 37 年	4 月	1 日	普通科 1 学級増加 普通 2，商業 2，被服 1 学級募集
昭和 38 年	4 月	1 日	普通科 1 学級増加 普通 3，商業 2，被服 1 学級募集となる（定員 312 名募集）
昭和 41 年	4 月	1 日	定時制中心校昼間部新設・2 学級募集（東谷分校を吸収する）
昭和 42 年	3 月	31 日	定時制上北谷分校閉校
昭和 45 年	10 月	11 日	創立 60 周年記念式典挙行
昭和 46 年	4 月	1 日	繊維工学科設置 I 学級募集普通 2，商業 2，被服 1，繊維工学 1 学級募集となる（普通科 1 学級減） 定時制上塩谷分校募集停止
昭和 48 年	3 月	31 日	定時制西谷分校募集停止
昭和 48 年	4 月	1 日	普通科 1 学級増加 普通 3，商業 2，被服 1，繊維工学 1 学級募集となる
昭和 49 年	3 月	31 日	新体育館竣工
昭和 50 年	4 月	1 日	普通科 1 学級増加
昭和 54 年	4 月	1 日	定時制昼間部 1 学級減
昭和 54 年	11 月	6 日	創立 70 周年記念式典挙行
昭和 56 年	4 月	1 日	全日制商業科 1 学級減
昭和 58 年	4 月	1 日	全日制普通科 1 学級増 商業科 1 学級増
昭和 59 年	4 月	1 日	全日制普通科 1 学級減
昭和 61 年	4 月	1 日	全日制普通科 1 学級増
昭和 63 年	11 月	11 日	創立 80 周年記念式典挙行
平成 7 年	4 月	1 日	制服改訂
平成 9 年	4 月	1 日	全日制総合学科設置 7 学級募集

平成 9 年	4 月	1 日	全日制普通科 4 学級減 商業科 2 学級減 被服科 1 学級減 繊維工学科 1 学級減 定時制昼間部 募集停止
平成 10 年	4 月	1 日	全日制総合学科 6 学級募集
平成 10 年	6 月	27 日	創立 90 周年記念式典挙行
平成 12 年	3 月	31 日	定時制課程閉課
平成 14 年	4 月	1 日	全日制総合学科 5 学級募集
平成 17 年	4 月	1 日	全日制総合学科 4 学級募集
平成 20 年	11 月	9 日	創立 100 周年記念式典挙行
平成 23 年	4 月	1 日	全日制総合学科 3 学級募集
平成 24 年	4 月	1 日	全日制総合学科 4 学級募集
平成 25 年	4 月	1 日	全日制総合学科 3 学級募集
平成 30 年	11 月	10 日	創立 110 周年記念式典挙行
令和 2 年	4 月	1 日	全日制総合学科 2 学級募集
令和 7 年	4 月	1 日	全日制総合学科 1 学級募集

2 学 則

第1章 総 則

(学則制定の趣旨)

第1条 この学則は、新潟県立学校管理運営に関する規則第2条に基づいて、本校の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(名称, 位置)

第2条 本校の名称及び位置は次のとおりとする。

名 称	位 置
新潟県立栃尾高等学校	長岡市金沢1丁目2番1号

(課程・修業年限・学科及び生徒定員)

第3条 本校の課程、修業年限、学科と生徒定員は、次のとおりとする。

課程	学科	収容定員	修業年限
全日制	総合	新潟県教育委員会（以下「委員会」という。）の定めるところによる。	3年

第2章 年度, 学期, 授業終始及び休業日

(年度, 学期及び授業終始)

第4条 年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 年度を分けて、次の2学期とする。

全日制の課程

前期 4月1日から10月の「スポーツの日」（第2月曜日）まで

後期 「スポーツの日」の翌日から3月31日まで

3 授業終始の時刻は、校長が別に定める。

(休業日)

第5条 休業日は、次の表のとおりにする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 夏季休業日 7月25日から8月26日まで
- (4) 冬季休業日 12月25日から1月6日まで
- (5) 年度末休業日 3月21日から3月3日まで
- (6) 年度始休業日 4月1日から4月6日まで
- (7) 新潟県公立高等学校等入学者選抜の「学力検査（一般選抜）」が行われる日

2 前項の休業日中に、校長は、生徒を登校させ、又は現場において、職業に関する実習を行うことがある。

3 校長は、必要と認めた場合は、新潟県立学校 管理運営に関する規則第8条第1項に示された範囲内において第1項の休業日を変更することができる。

4 校務の運営上、特に必要があると認めたときは、校長は、委員会の承認を得て、休業日を授業日とし、又は授業日を休業日とすることができる

(臨時休業)

第6条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は臨時に授業を行わないことができる。

第3章 教育課程、授業日時数及び生徒の指導

(教育課程、授業日時数)

第7条 本校の教育課程と授業日時数は、学習指導要領による。

(修学旅行)

第8条 宿泊を要する修学旅行を実施する場合は、在学中1回とし、5泊6日以内の旅行日数で行う。

(生徒心得)

第9条 生徒は、本校の定める生徒心得を守らなければならない。

(欠席、欠課)

第10条 生徒が欠席、欠課、遅刻、早退等をする場合には、所定の手続きを経なければならない。

(対外行事への参加)

第11条 生徒が、文化、体育関係等の対外行事に参加する場合には、校長の許可を得なければならない。

(感染症予防の措置)

第12条 生徒が、感染症にかかり、又はかかるおそれがあるときは、校長は、その生徒に対し出席停止を命ずることができる。

第4章 履修の認定、成績の評定及び単位の認定、卒業確定

(履修の認定、成績の評定及び単位の認定)

第13条 履修の認定は平素の出席状況によって行う。

2 成績の評定及び単位の認定は、履修の認定が得られた者に対し、学習指導要領の基準に基づき生徒の出席状況と平素の成績によって行う。

3 履修の認定、成績の評定及び単位の認定については、校長が別に規程を定める。

(卒業証書及び履修認定、単位修得証明の授与)

第14条 校長は、本校所定の課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

- 2 卒業認定については、校長が別に規程を定める。
- 3 履修を認定したときには、校長は必要に応じ所定の証明書を交付する。
- 4 単位を認定したときには、校長は必要に応じ所定の単位修得証明書を交付する。

第5章 入学, 退学, 転学, 留学及び 休学等

(入学資格)

第15条 本校に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 中学校もしくはこれに準ずる学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者。
- (2) 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者。

(入学志願の手続)

第16条 入学を志願する者は、所定の入学願書に、入学考査料を添えて、出身学校長を経て、校長に願い出なければならない。

- 2 出身学校長は、入学を志願する者の調査書及びその他必要な書類を、校長に送付しなければならない。

(入学者の選抜)

第17条 入学者の選抜は、校長が、これを行う。

- 2 選抜を行うに当っては、出身学校長から送付された調査書・その他必要な書類・選抜のための学力検査等の成績を資料とする。
- 3 学力検査等は、新潟県教育委員会の定めるところによって行う。

(入学許可)

第18条 入学は、校長がこれを許可する。

(誓約書)

第19条 入学を許可された者は、入学後7日以内に、保護者が連署した所定の誓約書・住民票及びその他必要な書類を校長に提出しなければならない。

2 保護者に変更のあったときは、あらためて誓約書を提出しなければならない。

(保 護 者)

第 20 条 保護者は、生徒に対して親権を行う者、親権を行う者がいないときは、後見人又は後見人の職務を行う者で、本校に対して、生徒に関する一切の責任を負うことができる者でなければならない。

2 生徒もしくは保護者等が、住居又は氏名等を変更したときは、速やかに校長に届け出なければならない。

(転 学)

第 21 条 生徒が転学をしようとするときは、保護者は、所定の転出願を校長に提出しなければならない。

2 校長は、他の総合学科からの転入を志望する生徒があるときは、教育上支障がなく、かつ、本校生徒として適当と認めた場合は、これを許可する。

(留 学)

第 22 条 生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、保護者等は所定の留学願を校長に提出して、その許可を得なければならない。

2 前項の願い出のあったとき、校長は、教育上有益と認める場合には、留学を許可することができる。

3 校長は、第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、前項により留学を許可された生徒について、外国の高等学校における履修を本校における履修とみなし、36 単位を越えない範囲で単位の修得を認定することができる。

4 校長は、前項の規定により単位の修得を認定した生徒について、第 4 条第 1 項に規定する年度の途中においても、各年度の課程の修了又は卒業を認めることができる。

(休 学)

第 23 条 生徒が、病気その他やむをえない事由によって休学しようとするときは、保護者等は所

定の休学願を校長に提出しなければならない。

2 前項の願い出のあったときは、校長が適当と認めた場合、1ヶ月以上1年以内の期間で、休学を許可するものとする。

3 休学が1年をこえた場合は、自然退学とする。ただし、校長が必要と認めた場合は、引き続き休学を許可することができる。

(復 学)

第 24 条 休学中の生徒が、復学しようとするときは、保護者等は、所定の復学願を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

(退学及び再入学)

第 25 条 生徒が、退学しようとするときは、保護者等は所定の退学願を校長に提出して、その許可を得なければならない。

2 一旦、退学した生徒の再入学は、退学後1年以内に願い出て、しかも再入学の理由を、校長が適当と認めたときに限り、相当の期間を在学すべき期間として再入学を許可する。

(編 入 学)

第 26 条 他の学科から編入学を志願する者がある場合には、その者が相当年齢に達し、相当の学力があり、かつ、校長が本校生徒として適当と認めたとき、相当期間を在学すべき期間としてこれを認可する。

2 本校の卒業認定の基準を満たしている者については編入学は認めない。

第 6 章 生徒の表彰及び懲戒

(表 彰)

第 27 条 校長は、学業、人物その他について優秀な生徒を表彰することがある。

(懲 戒)

第 28 条 校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒処分を行う。

2 前項の懲戒処分は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒 に対して行うものとする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

4 第 2 項の停学は、性行不良であって他の生徒の教育の妨げがあると認められる生徒に対して行うものとする。

5 第 2 項の訓告は、教育上必要があると認められた生徒に対して行うものとする。

第 7 章 授業料，入学料及び入学考査料

(授業料，入学料及び入学考査料)

第 29 条 授業料、入学料及び入学考査料の徴収は、新潟県立学校条例（以下「県立学校条例」という）に定めるところによる。

(授業料等未納者に対する措置)

第 30 条 授業料又は入学料（以下「授業料等」という。）の未納者に対する出席停止又は除籍措置は、新潟県立学校管理運営に関する規則に定めるところによる。

(授業料等の減免)

第 31 条 授業料等の減免は、県立学校条例に定めるところによる。

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

昭和 38 年	4 月	1 日	制定実施
昭和 40 年	9 月	1 日	一部改訂
昭和 42 年	7 月	31 日	一部改訂
昭和 43 年	4 月	1 日	一部改訂
昭和 46 年	4 月	1 日	一部改訂
昭和 48 年	4 月	1 日	一部改訂
昭和 49 年	4 月	1 日	一部改訂
昭和 50 年	10 月	30 日	一部改訂
平成 元年	1 月	25 日	一部改訂
平成 4 年	9 月	1 日	一部改訂
平成 5 年	4 月	10 日	一部改訂
平成 7 年	4 月	1 日	一部改訂
平成 9 年	4 月	1 日	一部改訂
平成 12 年	4 月	1 日	一部改訂
平成 14 年	3 月	7 日	一部改訂
平成 20 年	4 月	1 日	一部改訂
平成 21 年	11 月	9 日	一部改訂
平成 22 年	4 月	1 日	一部改訂
平成 24 年	1 月	10 日	一部改訂
平成 26 年	4 月	1 日	一部改訂
令和 7 年	4 月	1 日	一部改訂

3 教 育 課 程

本校の教育課程は、各教科に属する科目及び特別活動で編成し、この2つの領域にあてられる時数は、いずれも授業時数と呼ばれる。

この教育課程は、教育基本法、学校教育法及び学校教育法施行規則、高等学校学習指導要領、新潟県教育委員会規則等に示すところに従い、地域や学校の実態を考慮し、学校におかれた各課程及び各学科の特色及び生徒の能力、適性、進路を十分考慮して適切な教育を行うことができるよう編成されている。

1. 教科、科目

生徒は、学校の定める別表の単位数の各教科、科目を履修しなければならない。単位については50分を1単位時間とし、35単位時間を1単位という。

各教科、科目には、必ず履修しなければならないものと、選択して履修するものがある。

2. 総合的な探究の時間

総合的な探究の時間においては、地域や学校、生徒の実態等に応じて、横断的・総合的な学習や生徒の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行う。

- (1) 国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動
- (2) 生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について、知識や技能の深化、総合化を図る学習活動
- (3) 自己の在り方生き方や進路について考察する学習活動

3. 特別活動

特別活動においては、主としてホームルーム活動、生徒会活動及び学校行事を実施する。

(1) ホームルーム活動

ホームルーム活動にあてる時間は、各年度週あたり1単位時間以上であり、このうち毎週1回は1単位時間のものとして実施する。

(2) 生徒会活動

生徒会は全校の生徒を会員とする。その活動は、学校で適当な時間を設けて計画的に実施する。

(3) 学校行事

学校が計画実施するもので、儀式的行事、学芸的行事、健康安全・体育的行事、旅行・集団宿泊的行事、勤労生産・奉仕的行事が含まれる。

4. 卒業に必要な単位数

生徒が、学校の定める各教科に属する科目及び総合的な探究の時間を履修して、特別活動の成果がその目標からみて満足できるものと認められる場合、校長が生徒の卒業を認定する。この場合、別に定める「成績評定、単位認定についての規則」により、卒業に必要な修得単位は 79 単位以上とする。

4 生徒心得

第1章 一般心得

- (1) 本校生徒は、自主的に学習に励み、人権を尊重し、自己の人間性を培うとともに、正しい社会の形成者として社会の期待に応えるため、堅実有能な資質の向上につとめなければならない。
- (2) 本校生徒は、栃尾高校生としての誇りと品位を保ち、高校生としての自覚と良識に基づいて責任ある行動をするとともに、自己の生活について明確な目標を持ち、充実した高校生活を送るようつとめなければならない。

第2章 生活のきまり

1 校内生活

- (1) 教室移動を速やかに行い、時間を遵守する。

校時表は次のとおりである。

	平 常	5分短縮
SHR	8:40－8:50	8:40－8:50
1限	8:55－9:45	8:55－9:40
2限	9:55－10:45	9:50－10:35
3限	10:55－11:45	10:45－11:30
4限	11:55－12:45	11:40－12:25
昼休み	13:25－(予鈴)	13:05－(予鈴)
5限	13:30－14:20	13:10－13:55
6限	14:30－15:20	14:05－14:50
AHR	15:20－15:25	14:50－14:55
清掃	15:25－15:40	14:55－15:10

(2) 欠席又は遅刻のときは、保護者が担任または学校へ連絡する。

(3) 遅刻をしたときは、担任へ理由を申し出てから授業を受ける。

(4) 始業から放課後まで、校外に出てはならない。

やむをえず早退又は外出するときは、担任へ申し出て「早退・外出許可証」を発行してもらう。

(5) 公欠するときは、担任及び授業担当者へ届け出る。

(6) 忌引・出席停止は、担任へ届け出る。

忌引日数は以下のとおりである。

父母 7 日 兄弟姉妹 3 日

祖父母 3 日 伯叔父母 1 日

曾祖父母 1 日

(7) 校舎教具を破損したときは、直ちに担任へ申し出る。

(8) ゴミは分別し、減量化、資源化をはかる。

2 服 装

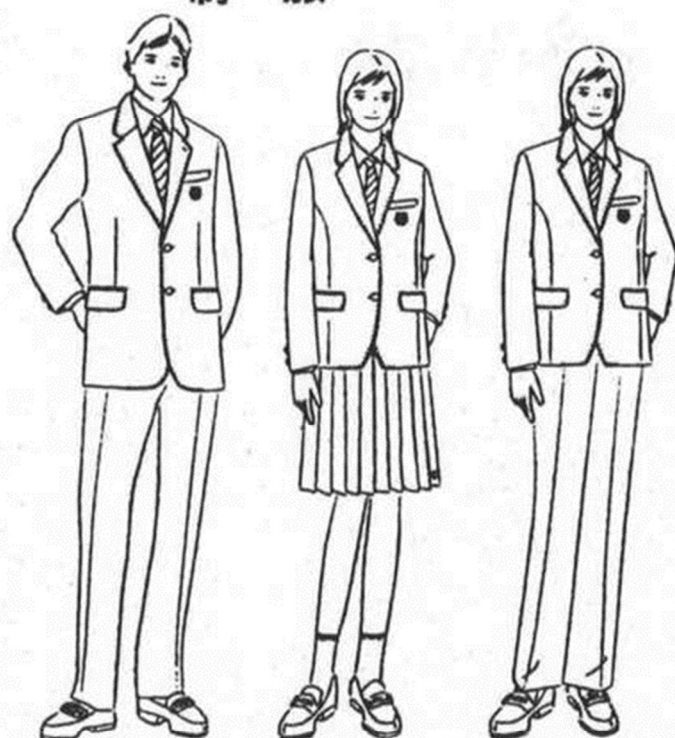
(1) 授業及び登下校時は、制服を着用する。

制服は以下のとおりとする。

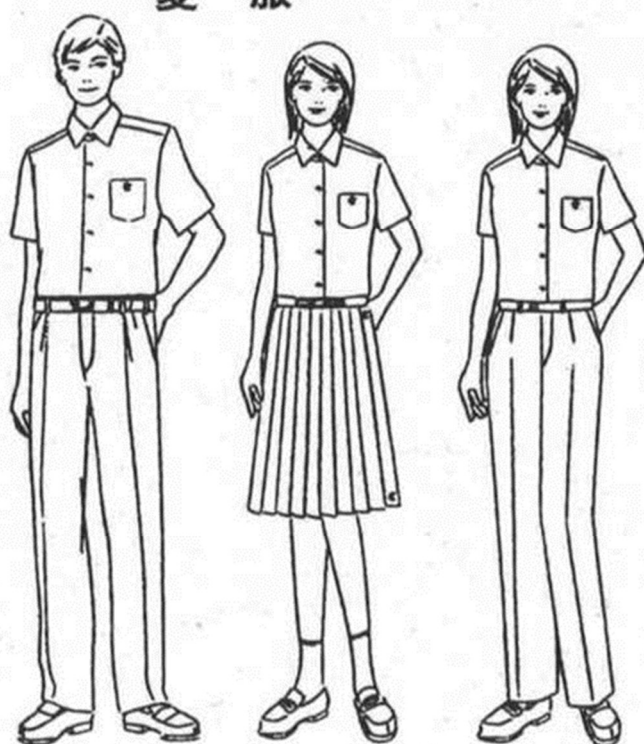
男 子	女 子
ブレザー ズボン 長袖シャツ ネクタイ	ブレザー スカート又はズボン 長袖シャツ ネクタイ
夏季は原則半袖シャツ、ネクタイなし	

* スカートは飾りベルト・フロッキー 2 カ所付

[枋尾高校 制服スタイル]
制 服



夏 服



- ① 衣替えは6月1日、10月1日とする。肌寒い日は長袖シャツ及びブレザーの着用可。
- ② シャツ出しは不可。シャツは男女ともズボン・スカートの中に入れること。
- ③ ズボンの腰履きは不可。ウェスト寸法、股下寸法に合ったものを着用し、裾を踏まないこと。
- ④ スカートの巻き上げは不可。飾りベルトが見えること。
- ⑤ カーディガン類は冬季のみブレザーの中に着用可。色は紺、黒、灰、白、ベージュの無地で、Vネックに限る。

(2) 体育及び実習授業時は、指定の体操着又は実習着を着用する。

(3) 履物

かかと

- ① 踵の潰し履き、サンダルやヒールの高い靴等は不可。登下校時は、運動靴又は靴とする。
- ② 内履は指定の運動靴とし、靴紐も指定の色とする。

(4) 染髪、脱色、パーマ等をしない。

(5) 化粧・マニキュア・ネックレス・ピアス・指輪・カラーコンタクトレンズ等装飾品はしない。

(6) マフラー、コート類の校内着用はしない。また、膝掛けの使用は授業時のみとする。

3 携行品

(1) 自己管理を徹底する。

(2) 金銭は常に身につける。多額の金銭を持参したときは、担任に預ける。

(3) 教科書、制服には記名する。

(4) 無断借用はしない。

(5) 学業に不要な物は校内に持ち込まない。

4 スマートフォン等

(1) 使用時間は、昼休み・放課後に限る。それ以外は、電源を切り、カバンまたはロッカーにしまう。

(2) 以下の点を参考に家族でのルール作りを進める。

- ① フィルタリングサービスを利用する。

② SNS に個人情報や誹謗中傷を書き込まない。

③ トラブルに巻き込まれたら、すぐに家族及び学校や警察等に相談する。

(3) 学校から貸与されたタブレットは、別途学校が定める規則に従って使用し、紛失や破損した場合は直ちに学校に届け出ること。

5 言語・行動

(1) 人権に配慮したことは遣い、行動を常に心がける。

(2) 飲酒、喫煙、いじめ、暴言、暴力及び授業妨害は厳禁とする。

(3) 生徒間で物品の売買は行わない。

6 交通関係

(1) 生徒は、交通法規を遵守し、交通安全に努めること。

(2) 原動機付自転車免許（以下、原付免許とする）および普通自動車免許（普通一種免許）の取得のみ認める。ただし、免許取得のために授業を欠いてはならない。

(3) 原付免許の取得

① 1 年次の夏季休業日以降とする。

② 取得しようとするときは、事前に「原動機付自転車免許（原付免許）受験願」を提出すること。免許取得後は速やかに「原動機付自転車免許受験報告書」を提出すること。

③ 運転の際は、必ずフルフェイス型かジェット型のヘルメットを使用すること。半キャップ型のヘルメットは使用禁止とする。

(4) 普通自動車免許の取得

① 3 年次の夏季休業日以降とする。

② 取得しようとするときは、事前に「自動車学校入校願」を提出すること。免許取得後は速やかに「普通自動車免許取得報告書」を提出すること。

③ 普通自動車の運転は、卒業するまで禁止する。（保護者同乗であっても禁止）。

(5) 自動二輪車の免許取得及び同乗も厳禁とする。

(6) 原付での通学

① 2年次からとする。

② 原則、通学での利用は禁止とする。ただし、本校を中心とした半径4 km以上10 km以内で（ただし、新榎トンネルを利用した通学は不可）、公共交通機関等の利用ができない場合、生徒指導部・担任で協議する。許可された場合、「原動機付自転車通学届」を提出すること。

③ 許可された車両の後部に指定のステッカーを必ず貼付し、所定の位置に駐車する。

④ 学校で実施するバイク実技講習を毎年必ず受講すること。

(7) 自転車での通学

① 自転車通学を希望するときは、事前に「自転車通学願」を提出すること。

② 許可された自転車の後部に指定のステッカーを貼付し、所定の位置に駐輪する。

(8) 原動機付自転車及び自転車での通学は、12月1日から後期終業式の間及び降雪時は禁止する。

(9) 原動機付自転車及び自転車の貸し借りはしない。

(10) 交通法規違反または交通事故を起こしたときは、速やかに学校へ連絡する。

7 アルバイト

(1) 長期休業中のアルバイト

担任及び生徒指導部で協議の上、許可する。

(2) 学期中のアルバイト

原則として許可しない。ただし、家庭の事情等やむを得ない場合は担任及び生徒指導部で協議の上、許可する場合がある。3年次の後期以降、進路が決定した者で、前期成績や生活態度に問題がない場合に限り、アルバイトを認める。（必ず「アルバイト願」を提出し、許可を得ること。）

(3) アルバイトを希望する者は、別に定めるアルバイト心得を守ること。

8 校外生活

- (1) 午後9時以後の外出及び友人宅への外泊はしない。
- (2) 高校生にふさわしくない場所への出入りはしない。
- (3) 事件・事故に遭遇したときは、速やかに担任もしくは学校へ連絡する。
- (4) 休日等を利用して旅行などをする場合、保護者の同意を得、家庭の責任において行う。

9 その他

- (1) 選挙運動及び政治的活動については、関係する法律を遵守するとともに本校生徒としての自覚を持って行うこと。

5 防火防災の心得

1. 一般的心得

- (1) 常日頃より消防隊組織と各自の役割を確認しておくこと。
- (2) 避難経路を常日頃より確認しておくこと。
- (3) ストープの使用時はその使用規定を厳守する。担任や顧問に申し出ること。

2. 防火応急対策

- (1) 初期火災の発見者は、火災報知器等により校内に知らせる。

3. 災害発生時の生徒の登校について

- (1) 災害後の公の交通機関が運行不能となった地域の生徒は登校禁止とする（公欠扱い）
- (2) 上記（1）に該当する生徒は、早目に事情をクラス担任に申し出る。

6 図書館利用の手引き

(1) 開館時間

閉館時間を 16 時 50 分とする。長期休業中の開館はその都度定める。

(2) 閉館日

休業日（学校が休みの日）、図書委員会が定める日、蔵書点検期間。

(3) 貸出

- ①カウンターで手続きを行い、係の許可を得て帯出する。
- ②図書館資料の貸出は 1 人 5 冊までとし、期間は 2 週間以内とする。
- ③下記のラベルの貼ってある図書館資料は、館内閲覧を原則とする。



- ④不明な点は、係の先生又は図書委員に相談すること。

※利用マナー

- ① 館内では静かにし、他の利用者に迷惑をかけない。
 - (ア)飲食物を持ち込まない。
 - (イ)図書館資料の無断持ち出しや書き込み、切り抜き、撮影等をしてはならない。
 - (ウ)図書館資料を破損又は紛失した場合は、弁償してもらうことがある。
 - (エ)通信機器の利用については生徒心得に準ずる。ただし館内での通話や音の出る機器の利用、資料内容の撮影行為は禁止とする。

7 学校管理下の災害共済給付について

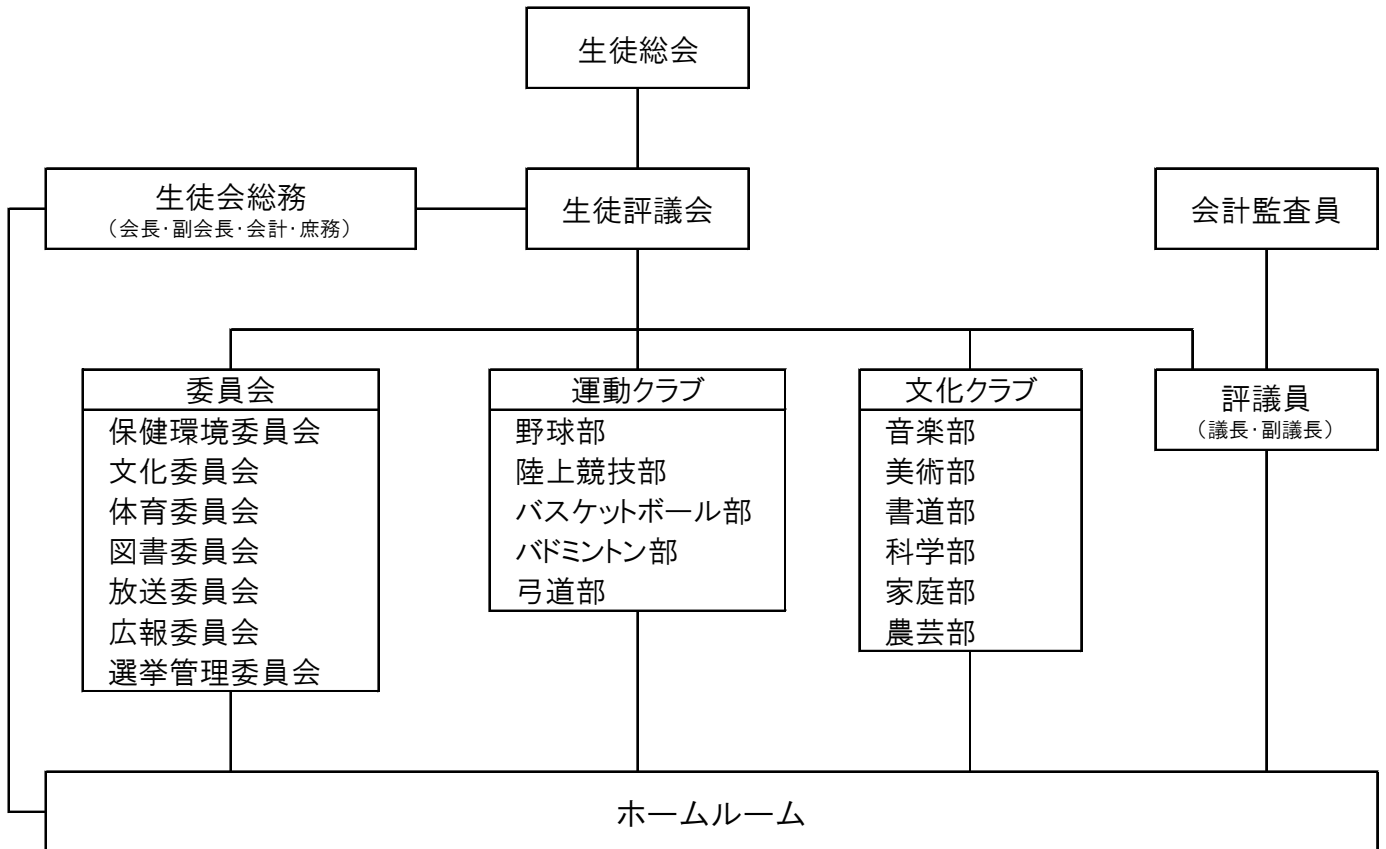
生徒は原則として全員、独立行政法人日本スポーツ振興センターに加入している。学校における活動中（授業・行事・部活動等）及び登下校時（通常の通学方法）の負傷・疾病については、共済給付の対象になるので、早目にクラス担任に申し出る。

8 生 徒 会

栃尾高等学校生徒会目次

(I) 生徒会組織図	29
(II) 生徒会会則	30
(III) 選挙規程.....	33
(IV) 生徒会会計細則	38
(V) 保健環境委員会細則	40
(VI) 文化委員会細則	41
(VII) 体育委員会細則.....	42
(VIII) 図書委員会細則.....	43
(IX) 放送委員会細則	44
(X) 広報委員会細則.....	45
(XI) 部・同好会細則	46

(I) 生徒会組織図



(Ⅱ) 生徒会会則

われわれ栃尾高等学校生徒は生徒会の活動を規律化し、より完全な方法で自治をはかるために、本会則を制定する。

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は新潟県立栃尾高等学校生徒会と称する。

第 2 条 本会は、本校の伝統的精神に基づき、自律精神を養い、人格の完成を目指し、自治活動を通して全会員相互の親和と向上をはかることを目的とする。

第 2 章 会 員

第 3 条 本会は本校生徒をもって構成する。

第 3 章 役 員

第 4 条 本会に執行機関（総務）として次の役員をおく。会長 1 名。副会長 2 名。会計長 1 名。
総務若干名。

第 5 条 会長、副会長は、すべて立候補制とし、全会員の投票によって選ばれる。

第 6 条 会長は最上級生とし、原則として兼任できない。

第 7 条 会計長は総務の中から互選し、評議会の承認を得て委任されるものとし、再選を認める。

但し、評議会において出席評議員の 3 分の 2 以上の不信任を得た場合は、これを解任することができ。

第 8 条 会長は会務の執行のため、2・3 年次生より総務を選出する。

第 9 条 会長、副会長に欠員を生じたときは、新たに選出し、その任期は前任者の残任期間とする。

第 10 条 会長、副会長の選出は別に定める選挙規程によって行う。

第 4 章 役 員 の 任 務

第 11 条 会長は、生徒会を代表し会務を総理する。

第 12 条 副会長は常時会長を補佐し、会長不在のときはその任務を代行する。

第 13 条 会計長の任務

- 1 会計長は生徒会顧問の指導の下に、生徒会関係の金銭の出納・予算の立案及び決算を行う。
- 2 会計長の管理する帳簿は、年度末に会計監査をうける。

第 14 条 会計監査員は生徒評議会において、評議員中から 2 名選出し、会計監査に当る。

第 15 条 会計長は、会員の要求があった場合には必要書類を閲覧させねばならない。

第 5 章 生 徒 総 会

第 16 条 総会は本会の最高決議機関であって、会員の全体をもって構成する。

第 17 条 総会は年 1 回の定例総会を開催するものとする。但し、生徒評議会が必要と認めた場合、ならびに会員の 4 分の 1 以上の要請があった場合には、臨時総会を開くものとする。

第 18 条 総会は会員の 3 分の 2 以上の出席によって成立する。

第 19 条 総会において議決には、出席会員の過半数の賛成が必要である。

第 20 条 (1) 総会議長団は、評議会で全校生徒中より選出し、(議長は最上級生) 総会で承認を得た 2 名で構成される。

(2) 議決方法は議長団一任とする。

- 1 総会の運営を妨げるような行為をする者を退場させることができる。
- 2 議長は必要と認めた場合、その議事の停止、総会の延期及び総会の閉会を宣言することができる。

第 6 章 生 徒 評 議 会

第 21 条 会則第 2 条の目的達成のために総会の代表機関として、本会に生徒評議会をおく。

第 22 条 生徒評議会は役員及び評議員によって構成される。評議員は、各ホームルームから各 2 名(原則として、議長、副議長)の代表とする。

第 23 条 生徒評議会は本会の重要事項を討議決定する。決定事項の報告は、放送委員会及び広報委員会が行う。

第 24 条 生徒評議会は本会の事業の執行に当って必要な細則の制定及び改廃を行う。

第 25 条 生徒評議会は、各種委員会、部、同好会等を管理する。

第 26 条 生徒評議会は、定例のほかに、会長もしくは、評議員の 4 分の 1 以上の要請によって、臨時生徒評議会を開くことができる。

第 27 条 生徒評議会は議長がこれを招集し、評議員の 3 分の 2 以上の出席によって成立する。

但し、新役員による最初の評議会及び、新年度の最初の評議会は、会長が招集する。

第 28 条 生徒評議会における議決には、出席者の過半数の賛成を必要とする。

第 7 章 ホームルーム、各種委員会

第 29 条 各種委員会及び部の新設、廃止は総会の決議による。

第 30 条 各ホームルームには議長、副議長、各 1 名をおき、評議員と兼ねる。

第 31 条 本会の自治活動を促進するために、本会は下記の委員会をおき、各種委員会の細則は別に定める。

保健環境委員会、文化委員会、体育委員会、図書委員会、放送委員会、広報委員会、
選挙管理委員会

第 32 条 前条の各種委員会は、各ホームルームから選出された各 2 名の委員で構成する。

第 33 条 第 31 条の各種委員会は原則として、委員長 1 名、副委員長 1 名をおく。

第 8 章 会 費

第 34 条 本会の会費は年間金 8,400 円とし、諸費 と一緒に納入する。

第 35 条 本会計の年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日迄とし、その細則は別に定める。

第 9 章 付 則

第 36 条 本会則の改廃には、総会において、会員の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

第 37 条 前条の原案は、生徒評議会で作成する。

第 38 条 役員のリコールは、生徒会会員の 3 分の 1 以上の署名を必要とし、総会で 3 分の 2 以上の賛成を得たとき成立する。

第 10 章 保 留 権

第 39 条 前各条に規定した生徒の自治権ならびにこれに基づく組織規約は、すべて校長の委任に係るものであるから、本会の自治活動はすべて校長の承認がなければその効力を発しない。

(Ⅲ) 選 挙 規 程

第 1 章 総 則

第 1 条 生徒会会則（以下会則と略す）に基づき、生徒会会長、生徒会副会長（以下会長、副会長と略す）を公選する選挙制度を確立し、その選挙が公明かつ適正に行われるようにこの規程を定める。

第 2 条 この規程は会長、副会長の選挙について適用する。

第 3 条 会則第 10 条により、会長 1 名、副会長 2 名を選出する。

第 4 条 この規程において、選挙に関する事務ならびに運営は、別に定める選挙管理委員会がこれを管理する。

第 2 章 選 挙 権 及 び 被 選 挙 権

第 5 条 生徒会会員（以下会員と略す）は、選挙権及び被選挙権を有する。但し、次の第 6 条に該当する会員は除く。

第 6 条 休学及び特別指導中の会員は選挙権及び被選挙権を有しない。

第 3 章 選 挙 の 形 式 ・ 期 日 及 び 届 出

第 7 条 選挙は各選挙とも投票により行い、すべて立候補制とする。

第 8 条 選挙期日は選挙管理委員会が原則として次の日数を目処として設定し、立候補ならびに責任者もこれに準じて選挙管理委員会に届け出なければならない。

1 選挙の公示は選挙施行前 10 日から 21 日の任意の期間。

2 立候補の受付開始は選挙施行の 14 日前。

3 立候補の受付締め切りは、受付開始日から 10 日後の選挙管理委員会の指定した時間までとする。

第 9 条 立候補の辞退は、受付開始から 1 週間後の選挙管理委員会の指定する時間までに選挙管理委員会に届け出て、それ以降の届け出は受理しないものとする。

第 10 条 通常選挙において、受付締め切りまでに立候補者が定員数に満たない場合、受付の締め切り期日を延期することができる。

第 4 章 選 挙 運 動

第 11 条 選挙運動は立候補届出の当日から選挙施行の前日までの期間内において候補者、責任者のみ行うことができる。但しポスター使用は選挙施行当日までとする。

第 12 条 立候補者、責任者はポスターを作成し選挙管理委員会、生徒会の掲示許可を得たうえで、選挙管理委員会の指定した場所に掲示することができる。

第 13 条 立候補者は他の応援者と区別するため選挙管理委員会の指定したたすき等を使用することができる。

第 14 条 選挙演説は、校内における秩序を乱す恐れのない限り授業時間以外の時間に行うことができる。

第 15 条 選挙期間中において、選挙管理委員ならびに選挙規程第 3 章第 8 条において届け出のない者は、これらの選挙運動の一切を行ってはならない。

第 5 章 立 会 演 説 会

第 16 条 立会演説会は選挙管理委員会が開催し、その進行を行う。

第 17 条 立会演説会では次のことを行う。

- 1 各立候補者の演説、及びその責任者による演説。
- 2 会員から立候補者に対する質疑応答。

第 18 条 立会演説会において、会員が勧誘演説を行う場合は、その責任者を通じて指定された日時までに、選挙管理委員会に届け出なければならない。

第 19 条 会員は立候補者に対して個人攻撃的な質問ならびに討論をしてはならない。

第 6 章 投 票 及 び 投 票 所

第 20 条 投票は無記名投票とし、選挙管理委員会の指定した時間内に行う。

第 21 条 投票に欠席した場合は棄権とみなす。

第 22 条 投票用紙の調達及び投票所の設置ならびに管理・解体はすべて選挙管理委員会が行う。

第 23 条 投票用紙の様式は別表に準拠し、投票所は各ホームルームとする。但し選挙管理委員会において必要と認めた場合は変更することができる。

第 24 条 「記入方法」所定のところに次のように記入する。

1 信任投票の場合

信任する場合 ○

不信任する場合 ×

2 立候補者が定員数をこえた場合

支持する者に ○

(注○の数は定員数までとする。)

第 25 条 選挙立会人ならびに選挙管理委員は、クラスの選挙人への投票用紙配付を確認した上で投票を行う。

第 26 条 選挙立会人は選挙人がどの被選挙人に投票したかを調べてはならない。何人も選挙人の投票した被選挙人の氏名を陳述する義務はない。

第 7 章 開 票 及 び 開 票 所

第 27 条 開票所は選挙管理委員会が設け、その管理及び解体を行う。

第 28 条 開票は各立候補者の責任者及び生徒会顧問立会いのもとに選挙管理委員会が行う。

第 29 条 次の投票は無効とする。

1 正規の投票用紙を用いないもの。

2 選挙規程第 6 章第 24 条以外の記入をしたもの。

3 開票時において、選挙管理委員会が無効と判定したもの。

第 30 条 選挙管理委員会は、開票の結果を翌日までに公示しなければならない。

第 31 条 記入済の投票用紙は 1 ケ月間、生徒会で保管しなければならない。

第 8 章 当 選 人

第 32 条 当選は各選挙において有効投票の最多数を得た者から順に定員数だけにとって当選人とし、校長が承認するものとする。但し、次の得票を得なければならない。

1 各選挙において立候補者数が定員数をこえた場合は (有効投票数) × (定員) ÷ (候補者 + 定員) 以上の支持票。

2 信任投票の場合は有効投票数の過半数の信任票。

第 9 章 補 欠 選 挙

第 33 条 会長、副会長に欠員を生じたときは、公選しなければならない。また通常選挙において当選人が定員数に満たない場合にその選挙事務執行は通常選挙に準じて行う。

第 34 条 選挙規程第 3 章第 10 条ならびに補欠選挙において立候補者がなかった場合は評議会において会員中よりそれを選出する。

第 10 章 選 挙 管 理 委 員 会

第 35 条 選挙管理委員会は、各クラスより 2 名ずつ選出された委員により構成する。

第 36 条 選挙管理委員会は、その中から委員長及び副委員長をそれぞれ 1 名選出して委員会を構成し、顧問教師をおく。

第 37 条 選挙管理委員会は、その年度を通じて常設とし、会長・副会長の通常選挙や補欠選挙の必要が生じた際には直ちに選挙管理業務に当る。なお、業務終了後の事務は生徒会役員に引きつがれる。

第 38 条 選挙管理委員会は、会則第 10 条に基づき、会長・副会長についての選挙の管理を執行し、次のような仕事をする。

1. 選挙の公示と立候補者の受付
2. 選挙公報等の配付又は公示
3. 立候補ポスター掲示場の指示
4. 立会演説会の開催
5. 選挙人名簿の作成、投票用紙の調達
6. 投票及び開票事務の執行
7. 責任者の確認
8. 開票結果の処理と発表
9. 選挙費用の経理
10. 選挙違反の防止と発見

第 39 条 選挙管理委員に選ばれた者が立候補ならびに，他の立候補者の責任者となる場合は，
その任務を辞退しなければならない。不足人員は選挙管理委員長が評議員より補充する。

第 11 章 補 則

第 40 条 本規程以外の事項に関する手続は，事前に評議会の承認を得なければならない。

第 41 条 本規程の改正は，評議会において討議審議決定するものとする。

別表 投票用紙

候補者氏名

栃尾高等学校生徒会選挙投票用紙

栃尾高校
生徒会選
挙管理委
員会

* 候補者氏名は印刷する

(Ⅳ) 栃尾高等学校生徒会会計細則

第 1 章 総 則

第 1 条 生徒会の会計を円滑にするためにこの細則を定める。

第 2 条 本細則は生徒会会則第 13・14・15 条に定めるところの事項の実施ならびに処理のための細則である。

第 3 条 本細則の定めるところは、会則の定める範囲内において効力を有する。

第 2 章 役 員

第 4 条 会計に関わる役員は次のとおり。

1. 会計長 1 名
2. 会計顧問 2 名

第 5 条 会計顧問は生徒会係教師より 2 名とする。

第 3 章 予 算

第 6 条 会計は前年度末に当って各機関の要求を調整して年間予算の起案をする。

第 7 条 生徒会役員（総務）は会計起案の予算案を審議して原案を作成し評議会にかける。

第 8 条 評議会は原案を審議決定し総会にかける。

第 9 条 総会は評議会提出案に基づき年間予算の最終決定をする。

第 4 章 収 入

第 10 条 会費は年 3 回に分けて事務に納入する。

第 11 条 会費納入者に対しては領収書を交付する。

第 5 章 支 出

第 12 条 各機関の支出は、会計顧問により支払いを行うものとする。

第 13 条 運動部の遠征規定は原則として次のようにする。

- 1 高体連主催の県総合体育大会、地区体育大会（春・秋）に出場の場合は、遠征費の 1 年

間の予算内において、県総合体育大会及び地区体育大会は請求額の 5 割を補助する。高体連の共催大会については、年 1 回のみ請求額の 5 割を補助する。なお、上期の大会において補助役員として正式文書により派遣依頼がきているものについては、遠征費支給の対象とする。

2 県外に遠征する場合はその都度定める。

第 14 条 文化部遠征費は高文連主催及びそれに準ずる大会に支給するものとする。

第 15 条 第 13, 14 条に定めた費用はすべて会計顧問より支出する。

第 16 条 会員の香資・災害見舞金及び正規の大会における負傷に対する見舞金はその都度、予備費より支出する。

第 17 条 職員の転・退職時に花束を予備費より支出する。

第 18 条 その他必要な支出は総務において顧問の指導のもとにこれを定める。

第 6 章 帳 簿

第 19 条 会計長は各機関会計内容を明細に帳簿に記載し、支出に関する証拠書類を必ず保存しておかねばならない。

第 20 条 会計長は次の帳簿を備えなければならない。

現金出納帳 1 支出別簿（各機関別）1

第 21 条 各機関は、会計簿を備えて必要事項を明細にしなければならない。

第 22 条 各機関は備品台帳を備え、備品保有状況を明細にしておかねばならない。

第 23 条 会員の要求のあったときには、保管書類の臨時公開をしなければならない。

第 7 章 監 査

第 24 条 会計は学年末に会計監査を受けるものとする。

第 8 章 決 算

第 25 条 会計長は各機関決算報告書を審査し、次年度と引継ぎをもって締切り、本年度収支決算報告書を作成しこれを評議会に報告する。

第 26 条 最終決算期は学年末とし、学年度決算の報告は次年度の総会に報告して承認を得なければならない。

第 9 章 補 則

第 27 条 この会計細則を変更するには評議会の決議によらなければならない。但し、上の決定は総務に報告するものとする。

第 28 条 この細則は平成 14 年 4 月から効力を発する。

(V) 保健環境委員会細則

第 1 章 総 則

第 1 条 本委員会は新潟県立栃尾高等学校生徒会保健環境委員会と称する。

第 2 章 目 的

第 2 条 本委員会は生徒の健康を保持増進するための教育活動に参加し、自主的・組織的に活動すると共に環境衛生の強化促進を図り、学習及び学校生活の環境を整えるために活動する。

第 3 章 組 織

第 3 条 本委員会は各ホームルームより選出された 2 名の委員で構成し、その中より委員長、副委員長各 1 名を選出する。

第 4 章 任 務

第 4 条 本委員会は委員長が必要と認めた場合又は委員の 3 分の 1 以上の要請がある場合開くことができる。

第 5 条 委員会は 3 分の 2 以上の出席により成立し、その議決には出席委員の過半数の賛否によって決議する。

第 5 章 活 動

第 6 条 本委員会は目的達成のために次の活動を行う。

- 1 健康診断時の補助・協力。
- 2 体育祭時の救急処置・補助。
- 3 環境衛生活動への協力。
- 4 校舎内外の清掃・環境整備。
- 5 学校行事への参加・協力。
- 6 委員会活動に関する会計事務。

第 6 章 補 則

第 7 条 以上の細則の改廃は本委員会の原案を評議会で審議決定する。

(VI)文化委員会細則

第 1 章 総 則

第 1 条 本委員会は新潟県立栃尾高等学校生徒会文化委員会と称する。

第 2 章 目 的

第 2 条 本委員会は生徒会自治活動の一環として、学校内外の文化と福祉に関わる活動を推進する。

椽峰祭等の文化的学校行事の企画運営を主体的に行い、生徒間同士の協調性、自主性を養い、また社会の構成員としての自覚と視野を広げるために活動する。

第 3 章 組 織

第 3 条 本委員会は各ホームルームより選出された 2 名の委員で構成し、その中より委員長、副委員長各 1 名を選出する。

第 4 章 任 務

第 4 条 本委員会は委員長が必要と認めた場合又は委員の 3 分の 1 以上の要請がある場合開くことができる。

第 5 条 委員会は 3 分の 2 以上の出席により成立し、その議決には出席委員の過半数の賛否によっ

て決議する。

第 5 章 活 動

第 6 条 本委員会は目的達成のために次の活動を行う。

- 1 橡峰祭の企画及び運営。
- 2 ボランティア活動及び文化・福祉活動の推進。
- 3 校内アンケート調査。

第 6 章 補 則

第 7 条 以上の細則の改廃は本委員会の原案を評議会で審議決定する。

(Ⅶ) 体育委員会細則

第 1 章 総 則

第 1 条 本委員会は新潟県立栃尾高等学校生徒会体育委員会と称する。

第 2 章 目 的

第 2 条 本委員会は自治活動を通じて会員相互の体力及びスポーツ精神の向上につとめ、あわせて生涯体育発展を期することを目的とする。

第 3 章 組 織

第 3 条 本委員会は各ホームルームより選出された 2 名の委員で構成し、その中より委員長、副委員長各 1 名を選出する。

第 4 章 任 務

第 4 条 本委員会は委員長が必要と認めた場合又は委員の 3 分の 1 以上の要請がある場合開くことができる。

第 5 条 委員会は 3 分の 2 以上の出席により成立し、その議決には出席委員の過半数の賛否によって決議する。

第 5 章 活 動

第 6 条 本委員会は目的達成のために次の活動を行う。

- 1 体育祭，球技大会の企画・運営。
- 2 その他学校行事への協力。

第 6 章 補 則

第 7 条 以上の細則の改廃は本委員会の原案を評議会で審議決定する。

(Ⅷ)図書委員会細則

第 1 章 総 則

第 1 条 本委員会は新潟県立栃尾高等学校生徒会図書委員会と称する。

第 2 章 目 的

第 2 条 本委員会は生徒及び職員に対し調査研究及びレクリエーションの資料を提供し図書活動の向上を図ることを目的とする。

第 3 章 組 織

第 3 条 本委員会は各ホームルームより選出された 2 名の委員で構成し，その中より委員長，副委員長各 1 名を選出する。

第 4 章 任 務

第 4 条 本委員会は委員長が必要と認めた場合又は委員の 3 分の 1 以上の要請がある場合開くことができる。

第 5 条 委員会は 3 分の 2 以上の出席により成立し，その議決には出席委員の過半数の賛否によって決議する。

第 5 章 活 動

第 6 条 本委員会は目的達成のために次の活動を行う。

- 1 図書館の管理及び運営やこれに伴う必要事項の決定。
- 2 図書閲覧に関する諸規則の作成。
- 3 図書の貸し出し。
- 4 読書活動の推進にかかわる活動。
- 5 その他目的達成に必要な事項の作成決定。

第 6 章 補 則

第 7 条 以上の細則の改廃は本委員会の原案を評議会で審議決定する。

(Ⅸ)放送委員会細則

第 1 章 総 則

第 1 条 本委員会は新潟県立栃尾高等学校生徒会放送委員会と称する。

第 2 章 目 的

第 2 条 本委員会は校内放送を行い生徒会活動の円滑化と発展に寄与することを目的とする。

第 3 章 組 織

第 3 条 本委員会は各ホームルームより選出された 2 名の委員で構成し、その中より委員長、副委員長各 1 名を選出する。

第 4 章 任 務

第 4 条 本委員会は委員長が必要と認めた場合又は委員の 3 分の 1 以上の要請がある場合開くことができる。

第 5 条 委員会は 3 分の 2 以上の出席により成立 し、その議決には出席委員の過半数の賛否によって決議する。

第 5 章 活 動

第 6 条 本委員会は目的達成のために次の活動を行う。

1 生徒会の活動に関する連絡事項の伝達。

2 生徒会行事などにおける放送活動。

第 6 章 補 則

第 7 条 以上の細則の改廃は本委員会の原案を評議会で審議決定する。

(X) 広報委員会細則

第 1 章 総 則

第 1 条 本委員会は新潟県立栃尾高等学校生徒会広報委員会と称する。

第 2 章 目 的

第 2 条 本委員会は年 1 回の生徒会誌「椽峰」を発刊することを目的とする。

第 3 章 組 織

第 3 条 本委員会は各ホームルームより選出された 2 名の委員で構成し、その中より委員長、副委員長各 1 名を選出する。

第 4 章 任 務

第 4 条 本委員会は委員長が必要と認めた場合又は委員の 3 分の 1 以上の要請がある場合開くことができる。

第 5 条 委員会は 3 分の 2 以上の出席により成立し、その議決には出席委員の過半数の賛否によって決議する。

第 5 章 活 動

第 6 条 本委員会は目的達成のために次の活動を行う。

- 1 企画部門数及びその内容決定。
- 2 各企画部門における記事収集。
- 3 編集・構成会議における記事の取捨。
- 4 編集、構成会議における記事の訂正及び推考。

5 以上の任務をもって「椽峰」の発刊。

第 6 章 補 則

第 7 条 以上の細則の改廃は本委員会の原案を評議会で審議決定する。

(XI) 部・同好会 細 則

第 1 章 目 的

第 1 条 生徒会員は、自己の趣味・能力に応じて部・同好会に加入し、各部・同好会委員相互の親善をはかり、自己の個性の向上につとめ、あわせて文化・体育の発展をはかることを目的とする。

第 2 章 組 織

第 2 条 各部・同好会の加入は任意とする。複数の部・同好会に加入する場合は顧問に申し出る。

第 3 章 部

第 3 条 部の成立には次の条件を必要とする。

1. 3 年以上同好会として活動した経験をもつこと。
2. 10 名以上の部員を保有していること。
3. 校長より委嘱された顧問教師をもつこと。
4. 評議会及び総会の承認があること。
5. 校長の承認があること。

第 4 条 各部の存続は部員 10 名以上を原則とする。但し、部員 10 名以下の部でも、運営上支障なければ存続できる。

第 5 条 下記の部をおく。

- a 運動部 野球，陸上競技，バスケットボール，バドミントン，弓道
- b 文化部 音楽，美術，書道，科学，家庭，農芸

第6条 各部は年に1回以上競技大会参加,研究発表等を行わなければならない。

第7条 各部は、次に掲げる機関又は団体が主催、運営する大会に参加できる。

- 1 文部科学省又は都道府県教育委員会。
- 2 学校の加盟している学校体育団体及び教育団体。
- 3 日本体育協会又はそれに加盟している団体。但し、遠征費は、会計細則第13条1項及び2項に基づく。

第8条 部は原則として、その活動に必要な経費の一部を予算から配分され活動する場所を与えられる。

第9条 各部はその年度の予算案及び決算報告について総会の承認を得なければならない。

第 4 章 同 好 会

第10条 同好会の成立には次の条件を必要とする。

- 1 10人以上の同好者があること。
- 2 顧問の指導が得られること。
- 3 活動する場所があること。
- 4 評議会及び総会の承認を得ること。
- 5 校長の許可があること。
- 6 現在部として成立しているものについては認めない。

第11条 下記の同好会をおく。

本年度4月現在なし

第12条 同好会は、予算の配分を受けることはできない。

第13条 同好会が公式の大会に参加するためには、校長の許可を必要とする。

第 5 章 補 則

第14条 各部・同好会は年度の活動計画及び活動報告を総務に提出しなければならない。

第 15 条 同好会の部への昇格及び部から同好会への降格及び部の休部, 同好会の廃止については生徒会総務が調査し, 原案を評議会及び総会に提出する。

第 16 条 部から同好会への降格及び部の休部, 同好会の廃止については, 上記調査によりその活動が著しく不活発であると認められる場合を指し, 評議会及び総会で審議・決議し, 校長の承認をもって降格もしくは廃止する。